

日本学生支援機構奨学金 返還について

(2021年3月で貸与終了となる学生対象)

2021年3月に日本学生支援機構奨学金が満期貸与終了となる学生対象です。

日本学生支援機構奨学金は**返還の義務**があります。
皆さんが返還したお金は、ただちに後輩の奨学金として活用される仕組みです。

奨学金制度は一人一人が奨学生としての責任を果たすことで成り立つ制度です。
この仕組みを理解し、自覚と責任をもって必ず返還しましょう。

ここでは、返還が始まるに先立って、必要な手続き・覚えておいてほしいことについて説明します。

【配付書類】

- 1.貸与奨学金 返還確認票【郵送のみ】
- 2.返還のてびき【HP掲載中】
- 3.口座振替（リレー口座）加入申込書【郵送のみ】
- 4.奨学金返還手続きについて【HP掲載中】

貸与終了まで使用・保管

①奨学金返還確認票

第一種と第二種の両方を借りている、第一種と入学時特別増額貸与奨学金を借りた場合は、確認票は2枚あります。

②返還のてびき（冊子）

返還手続きや制度について記載されているので、よく読んでください。
返還が終了するまで大切に保管してください。

③口座振替（リレー口座）加入申込書（複写式用紙）

返還のてびき表紙をめくると、口座振替（リレー口座）加入申込書という複写式の用紙が入っています。

この用紙の上でメモをとるとすべて下に写ります。気をつけてください。

④奨学金返還手続きについて

皆さんにこれから行ってもらう手続きや、返還中の注意事項について書かれています。

以上、4点が配布資料です。

②④は教育支援課HPに掲載中です（郵送でもお渡しします）。

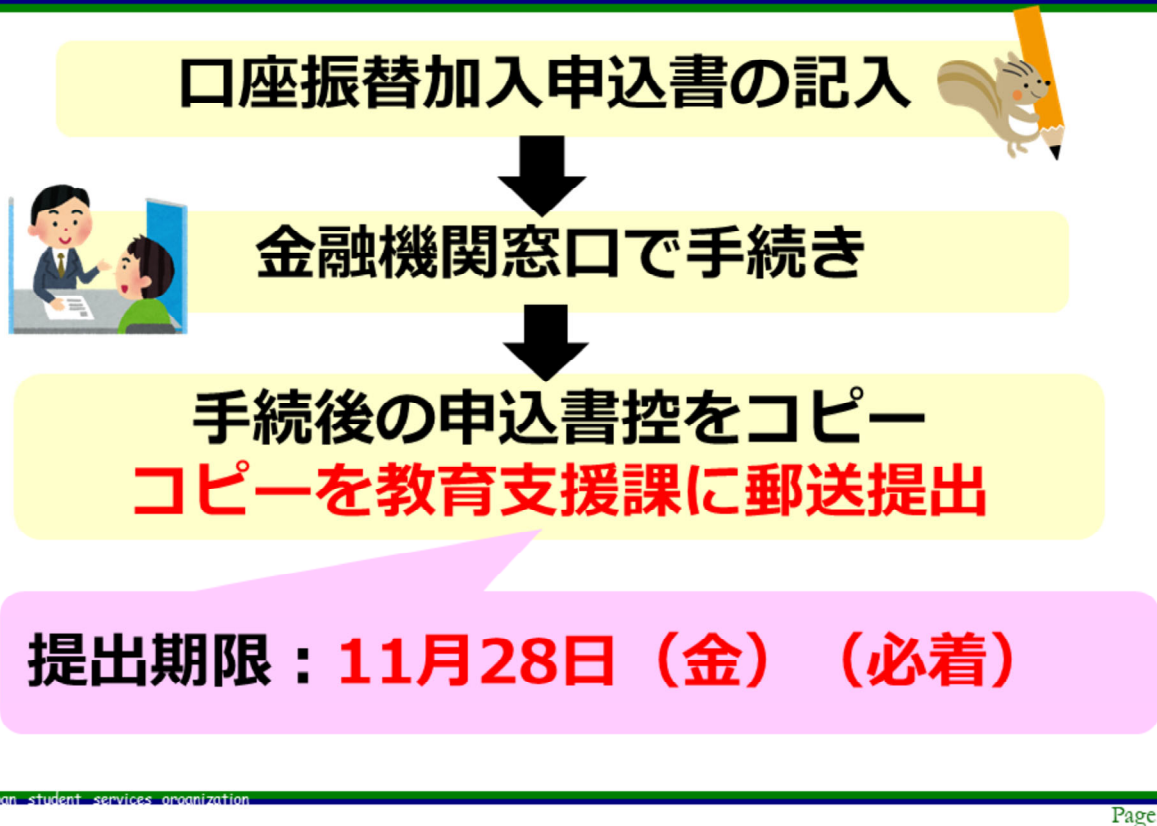
①と③は郵送でのみお渡しします。

1. 振替用口座の加入手続き

2. 「貸与奨学金返還確認票」の確認

みなさんには1～2の手続きや確認をしてもらいます。

1. 振替用口座の加入手続き



【1. 振替用口座（リレー口座）の加入手続き】

- ・貸与終了後から7か月後に口座引落しによる返還が始まります。
- ・皆さんは、まず返還に使う口座の加入手続きを必ず行い、
手続済みの加入申込書のコピーを教育支援課宛に必ず提出してもらいます。
- ・加入といっても、口座を新たに作らないといけなわけではありません。
「この口座からの返還引落しを希望します」という手続きです。
- ・手続きをしないと、返還引落としができません。返還ができなかったことになり、
延滞とみなされ、延滞状態が続くと延滞金の支払いを求められます。

＜手続きの手順＞

- (1) 口座振替（リレー口座）加入申込書に必要事項を記入
- (2) 加入申込書と印鑑を持参、登録したい口座が開設されている金融機関窓口で手続き
- (3) 手続きが完了後は申込書の本人控えが戻ってくるので、間違いなく受け取る
- (4) 加入申込書の本人控えをコピーして、**コピーを教育支援課に提出する。**
原本は提出しないでください。

※期限は**11月28日（金）郵送必着**です。

※郵送先住所

〒253-8550 神奈川県行谷市1100
文教大学教育支援課 返還手続き担当 宛

 独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization



金融機関の受付印があるか確認

・金融機関での手続き後、右下に金融機関の受付印が押されているか
確認してください(押し忘れられてたら、押しもらってください！)

2. 「貸与奨学金返還確認票」の確認

No.01 【第二種人的保証】 貸与奨学金返還確認票

No.02 借入金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

No.03 貸与者本人
氏名 奨学生 本人
氏名 奨学生 本人
住所 東京都新宿区市谷本町 10-7
電話番号 03-0000-0000

No.04 返還の条件(目安)
返済方法 元金均等返済
返済期間 2015年4月～2019年3月
返済回数 48回
返済額 50000円
返済総額 2400000円

No.06 連帯保証人・保証人・連絡先
氏名 連帯保証人
住所 東京都新宿区市谷本町 10-7
電話番号 03-0000-0000

No.07 保証人
氏名 奨学 花子
住所 東京都目黒区駒場4丁目 5-29
電話番号 03-0000-2222

POINT
● 本人欄の住所は住民票住所
● 連帯保証人・保証人・連絡先の方に確認
● 利率の算定方法の確認(第二種)
● 変更がある場合、すみやかに届け出る

【2. 「貸与奨学金返還確認票」の確認】

これは郵送でお渡しする返還確認票のサンプル画像です。

返還確認票の内容は、現在機構に登録されている皆さんの情報です。誤り等がないか、必ず確認してください。

【ポイント】

- ◎No.1: 貸与を受けていた奨学金の種別と保証制度
- ◎No.2: 借入金額(貸与開始～2021年3月貸与終了までの総額)
※第二種はこれに利子をプラスして返すことになる
- ◎No.3: 本人情報(住民票住所)
- ◎No.4: 「返還の条件(目安)」
 - ・月々の返還額(＝割賦金)、期間は何か月なのかの目安
 - ・第二種の場合、仮で計算した利子も含んだ金額になっている
 - ・第二種の方は、採用時に選択した利率の算定方法も確認
- ◎No.6・7: 人的保証の人は、連帯保証人と保証人の情報
機関保証の人は、自分以外の連絡先として指定した人物の情報

返還確認票の印字内容に変更や訂正がある場合には届出が必要です。

届出には期限もあるので、まずは早めに申し出てください。書式を渡します。

では、期限と変更可能なものについて説明します。

人物	変更・訂正事項	必要書類	書類提出 期限	備考
奨学生本人	利率算定方法の変更	「利率の算定方法」変更届	11/28(土) 【最終】	第二種貸与者のみ 対象
	返還方式の変更	返還方式変更届	11/21(土) 【最終】	奨学生番号617・ 618・619で始まる 第一種貸与者のみ 対象
	氏名	改氏名届	1/22(金)	期限後は、てびき 参照のうえ、4月 以降に各自で機構 に届け出ること
	住民票住所の変更 ※住民票の移転がない場合は 不要 ※2019年度以降採用者で出願 時にマイナンバー提出済みの 場合は届出不要	住所変更届		
連帯保証人	現住所の変更			
保証人	人物の変更	連帯保証人・保 証人等変更届		
本人以外の 連絡先	改氏名			

<変更がある場合のみ届出>

●「利率の算定方式の変更」＝利子の計算方法(利率固定方式／利率見直し方式)の変更

- ・変更希望者は、早急に教育支援課HP問い合わせフォームから申し出て必要書類の書式を受け取ってください
- ・どちらの算定方式がいいのかは、一概には言えません
今後の景気動向によって、利率が上がる・下がる方にも変わる可能性があるためです
日本学生支援機構HPにこれまでの利率の動向が載ってるので、参考として確認してみてください

●「返還方式の変更」＝申込時に選択した返還方式(所得連動／定額返還方式)の変更

- ・変更希望者は、早急に教育支援課HP問い合わせフォームから申し出て必要書類の書式を受け取ってください
- ・所得連動返還方式に変更したい場合は、個人番号(マイナンバー)の提出が必要
- ・人的保証選択者が所得連動返還方式に変更する場合、同時に機関保証への変更も必要です
その場合、今までの保証料を一括で支払う必要があります
- ・所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、機関保証から人的保証に変更はできません。

●その他の変更

- ・事前に教育支援課HP問い合わせフォームから申し出て必要書類の書式を受け取り、期限までに提出すること
(てびき巻末にも書式があるものは、貸与終了後に使用するものです)
- ・人的保証で、貸与中に連帯保証人や保証人を変更する必要がある場合は、手続きに時間がかかるため、
早めに教育支援課に申し出ること。
- ・上記期限後は、貸与終了後の4月以降に各自で返還のてびきを確認し、直接機構へ届け出てください。

貸与終了後・返還中の注意事項



・振替月、口座の状況を確認



⇒返還は貸与終了から7か月後より開始

※3月分で貸与終了の場合、10月から返還開始
(毎月原則27日に振替)

**残高不足にならないように
口座の金額確認を前日まで必ず行う。**

●返還の口座振替月と振替口座の状況を確認してください。

- ・返還は貸与が終了した月から7か月後より、
毎月原則27日に口座から割賦金が引き落とされます。
振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
- ・みなさんは来年の3月で貸与終了予定ですので、10月から返還開始となります。
- ・残高不足だと振替引落できず、延滞とみなされます。
- ・振替日は、機構のHPにも掲載されています。
前日までに金額の確認を必ず行うようにしてください。

- ・ **住所、電話番号、口座等の変更**

⇒ **すみやかに機構に届け出ること**

※返還のてびきP.24～参照



**返還通知が届かない/振替不能 等
延滞の原因につながります。**

●住所・TEL・口座等の変更があったら、すぐに機構に届け出てください。

届出がないと、機構が皆さんに必要な通知を送れません。

口座振替不能となり、延滞の原因につながります。すみやかに届け出ましょう。

延滞を知ったきっかけ

平成28年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果

過去に延滞したこと
がある人の回答（単位：人・％）

区 分	人 数	割 合
機構からの振替不能通知	313	59.7％
機構からの電話	145	27.7％
口座残高を確認して	145	27.7％

機構からの連絡
で延滞に気付い
た人が多い



（注意）

1. 延滞を知ったきっかけは、複数回答できるため、合計は100％にならない。
2. 回答者に対する割合である。

**延滞を早期に発見し、解消するためには、
住所変更等の届出は、非常に重要です。**

これは日本学生支援機構の奨学金延滞者を対象に行った調査の結果です。

約半数以上的人是、機構からの振替不能通知を受けてはじめて延滞していることを知ったそうです。

住所変更等の届出をしないと、通知が届かず、延滞していることにも気づかず、状況が悪化して行きます。

変更が生じたらすぐに届出することが重要であることを覚えておいてください。

・繰上返還

全額or一部を繰り上げて返還

繰上返還した分、返還期間は短くなる

第二種→繰上期間の利子はかからない

在学中の繰上返還可（3月上旬～中旬予定）

各自で機構へ手続きすること

申込期間の詳細は、機構HPを確認してください。

●繰上返還

全額を一括で返還したい、何十万かだけ一気に返還したいなど、全額または一部を繰り上げて返還することもできます。

- ・返還期間は、繰り上げた分だけ短縮されます。
- ・第二種奨学金の場合、繰り上げた分の期間の利子はかかりません。
- ・在学中でも繰上返還が可能。
- ・てびき50ページと機構のHPに申込方法・期間が記載されています。
希望する場合はみなさんから機構へ直接手続きしてください。

病気や低所得などで返還困難になったとき…



・減額返還

月々の割賦金を1 / 2に減額し、
当初の2倍の返還期間で返還する制度

・返還期限猶予

返還が困難になったときに、
返還する期限を先延ばしにする制度

減額返還や返還期限猶予は、貸与終了後、機構に相談

【返還が困難となったとき…】

奨学金の返還が困難な人を対象として、3つの救済制度が設けられています。

病気や失業、低所得でやむを得ず返還が困難になりそうな場合に申請できます。

●減額返還

月々の割賦金を1 / 2に減額し当初の返還期間の2倍の期間で返還します。日本学生支援機構に皆さん自身が申請します。通算して10年まで申請できます。

※第二種奨学金を含め、返還予定総額は変わりません。また、返還すべき元金や利息が免除されるわけではありません。

●返還期限猶予

1年ごとに手続きをし、期限の猶予を皆さん自身が直接、日本学生支援機構に申請します。通算して10年まで申請できます。

※第二種奨学金を含め、返還予定総額は変わりません。また、返還すべき元金や利息が免除されるわけではありません。

返還のてびき27ページ以降に詳細が記載されています。希望する場合は、確認し機構へ直接手続きしてください。

奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。



・在学猶予

貸与終了後も在学している場合、
返還開始を卒業するまで先延ばしにする制度

貸与終了後(4月以降)になったら、在籍する学校に
希望を申し出ること

※届出がない場合は、在学中であれ返還が開始されます。

※留年した場合、卒業するまで1年ごとに申請が必要です。

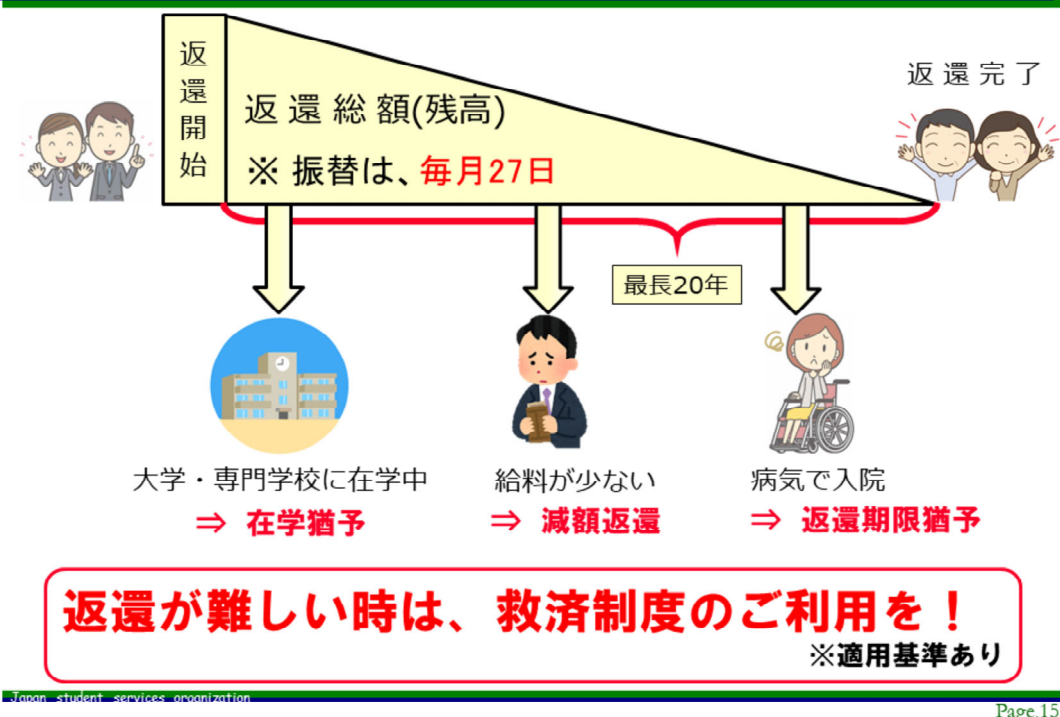
●在学猶予

大学や大学院に進学または留年した場合に申請してください。

- ・貸与終了後(4月以降)も引き続き大学等の教育機関に在学している場合、「在学猶予」の申請をすることで、学校卒業まで返還を先延ばしにすることができます。
- ・申請を希望する場合は、来年4月以降になったら、在籍する学校に申し出てください。
- ・申請しない場合は、たとえ在学中であれ貸与終了後7ヶ月目から返還が始まります。
- ・留年により在学猶予の届出をする場合、卒業するまで1年ごとに都度申請が必要です。

在学中の返還を待つほしい場合は、忘れずに届け出ましょう。

返還が困難となったときの救済制度



延滞が続いてしまった人の特徴として、救済制度があることを知らず放置してしまったケースも挙げられます。

放置してしまうと返還金に加えて延滞金が発生し、結果的に金額を多く払うこととなります。

返還が困難になりそうな状況の場合、早急にまずは機構へ電話相談してください。

そして救済制度を利用できないか確認しましょう。

制度を利用したからといって返還予定総額(利子を除く)は変わりません。

- 延滞金の賦課（年５％）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人情報情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き
など



状況が悪化する前に、機構に相談しましょう！

【もしも延滞してしまった場合・・・】

・残高振替不能の場合、翌月の振替日にその月分と延滞した月の分、延滞金がまとめて口座から引落としされます。

・電話や郵便により振替ができなかったことが通知され、人的保証の場合は、連帯保証人・保証人にも通知が届きます。

・3ヶ月以上の延滞が生じた場合に「個人情報情報機関」に「延滞者」として登録されます。

延滞者として登録されると、クレジットカードの発行ができない、または利用できなくなる場合があります。車や家のローンも組めなくなります。

・督促にも関わらず、それでも返還に応じない場合は、裁判所による法的措置をとられ、給与や財産を差し押さえられます。

状況が悪化する前に、機構に相談しましょう！

1. 振替用口座の加入手続き

提出書類： 手続済の加入申込書本人控え（コピー）

提出期限： 11/28(土)【必着】教育支援課宛に郵送

2. 「返還確認票」の確認

⇒変更ある場合はすみやかに窓口へ！



3. 貸与終了後の注意事項の理解

⇒返還開始日や各種届出、救済制度など

◆最終振込日は2/10 ※2・3月分振込

Page.17

最後に再確認します。

①振替用口座の登録 ※全員手続き必須

口座の加入手続きをしていないと、返還することができず、延滞につながります。

金融機関で手続きし、**11/28(土)【大学必着】**で手続き済の申込書のコピーを**教育支援課に郵送提出**してください。

②返還確認票の確認

機構は、登録されている情報をもとに皆さんに通知の発送等を行います。誤りがないか確認してください。

変更がある場合は届出が必要です。各変更の届出提出期限は、スライド9ページのとおりです。まずは、速やかに教育支援課HPの問い合わせフォームから申し出て、変更のための必要書式を受け取ったうえで期限までに書類を提出してください。

③貸与終了後・返還中の注意事項

返還開始日や変更手続き、返還救済制度について説明しました。

奨学金の返還にあたっては、しっかり確認や変更手続きをすみやかに行ってください。

※最終振込日は、2月10日です。2・3月分がまとめて振り込まれます。